

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月20日
【計算期間】	第9特定期間（自平成21年1月21日 至 平成21年7月21日）
【ファンド名】	ルーミス米国ハイイールドファンド〔毎月決算型〕
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてルーミス米国ハイイールドマザーファンド受益証券への投資を通じ、米国の米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイイールド債」といいます。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 ●追加型投信	国 内 ●海 外 内 外	株 式 ●債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
---------------------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) 資産複合	年1回	グローバル 日本 ●北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド
	年2回		ファンド・オブ・ファンズ
	年4回		為替ヘッジ
	年6回（隔月）		
	●年12回（毎月）		あり ●なし
	日々		
	その他		

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性（低格付債）」です。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて、債券へ投資を行います。
クレジット属性 (低格付債)	目論見書又は投資信託約款において、一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものをいう。 低格付債とは、投資対象とする債券の格付けについてB B 格相当以下（取得時）を基準とするものをいい、委託会社独自の基準によるものです。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

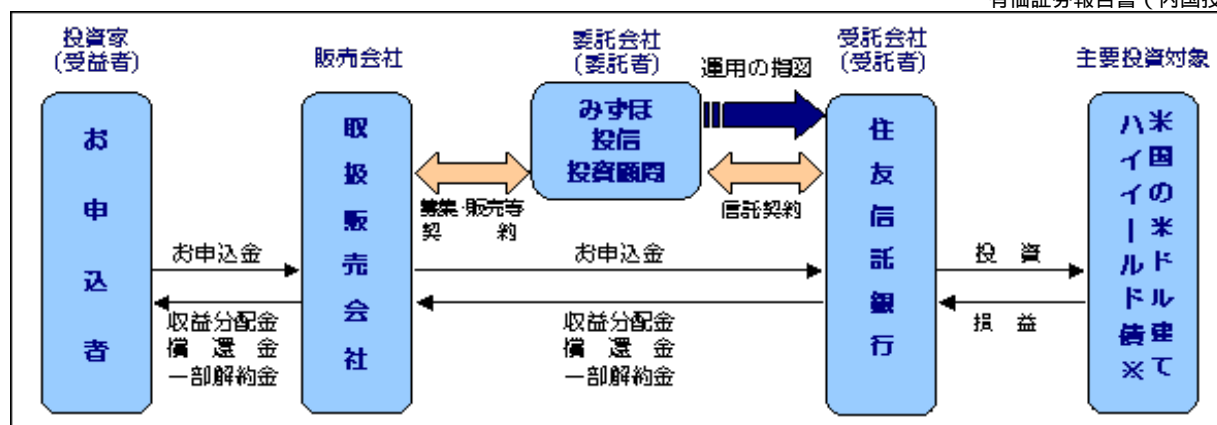
（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する目論見書、信託約款、運用報告書等の交付 等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することが出来ます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

主要投資対象である米国の米ドル建てハイイールド債には、主として、ルーミス米国ハイイールドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて投資を行います。

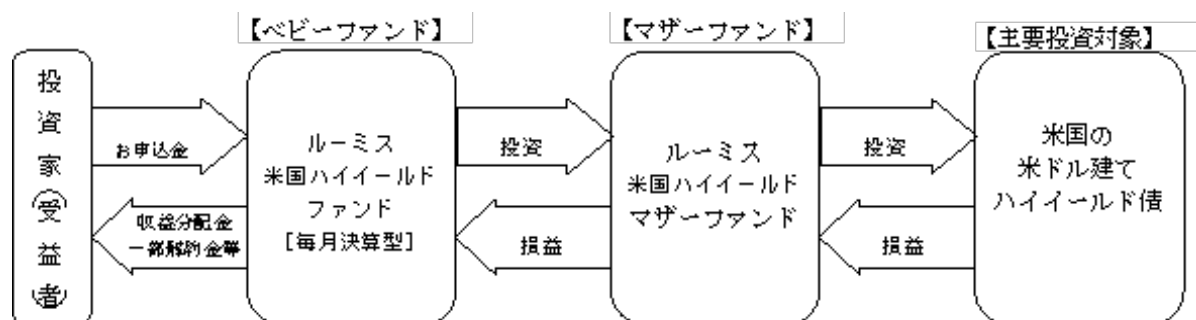
委託会社は、マザーファンドについて、ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー（以下「ルーミス・セイレス社」と称する場合があります。）に、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。

ルーミス・セイレス社（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約（ルーミス米国ハイイールドマザーファンド）」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1．資本金の額 20億4,560万円(平成21年9月30日現在)

2．会社の沿革

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
 平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」
 「勸業投資顧問株式会社」と合併し、
 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
 平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
 平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、
 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3．大株主の状況(平成21年9月30日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

ルーミス米国ハイイールドマザーファンドを主要投資対象とします。

2．投資態度

a．主として米国の米ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とするルーミス米国ハイイールドマザーファンド受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指します。

b．運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。

・主として米国の発行体が発行する米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高い利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

・投資するハイイールド債については、原則として取得時においてスタンダード・アンド・プアーズ社によるB B+格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるB a1格以下の格付けが付与されている債券に投資するとともに、ファンド全体の加重平均格付けをスタンダード・アンド・プアーズ社におけるB（フラット）格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社におけるB 2格相当以上とすることを基本とします。

当初設定時や運用期間中に多額の設定・解約が発生した場合などファンドの資金事情によっては、ハイイールド債以外の債券への投資比率を一時的に高めることがあります。

「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けを、それぞれ公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けです。

・ハイイールド債への投資にあたっては、個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散を基本に銘柄選定を行います。

・同一発行体の発行するハイイールド債（原則としてスタンダード・アンド・プアーズ社による

B B+格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるBa1格以下の格付けが付与されている債券）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の2%を上限とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

・ 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

・ マザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用に関する権限）を、ルーミス・セイレス社に委託します。

c . マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

d . 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

e . 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの投資プロセス

1 . 当ファンドは、主としてルーミス米国ハイイールドマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスによりハイイールド債を中心とする公社債等への運用を行います。なお、マザーファンドにおいては、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用に関する権限）の委託を受けたルーミス・セイレス社が、以下のプロセスを経て公社債への投資を行います。

a . 債券投資政策委員会において、エコノミスト、グローバルアナリストによるマクロ経済動向に関する分析を検討し、経済環境を想定したうえで、市場に影響を及ぼす問題点を定め、これによって債券市場の収益見通しに対する方向性を捉えます。さらに資産別に分類されたセクター・チームの1つであるイールドカーブ・チームによって、債券市場の収益見通しのシナリオ分析が行われ、他のセクター・チームの情報と合わせて投資機会を確認し、トップダウンによる投資戦略を検討します。同委員会は、セクター・チーム、プロダクト・チーム内で行うボトムアップ・アプローチを補完しています。

b . セクター・チームにおいて、調査、ポートフォリオ・マネジメント、トレーディングの各部門の担当者が、投資適格債、米国債、ハイイールド債、ABS、転換社債、米国外通貨債、エマージング債等の各セクターに関する評価・分析を行います。ここでは、収益およびリスクに関する見通しだけでなく、具体的な個別銘柄の推奨を行うとともに、デュレーション、産業、通貨に対する目標などを示し、運用戦略の基本方針を策定します。

c . プロダクト・チームにおいて、ファンドの運用方針を決定します。具体的には、セクター・チームの投資アイディア（銘柄選択、運用戦略）が推奨リストに掲載され、プロダクト・チームは、ファンドの運用目標、債券市場全体の投資環境と照らして、そのアイディアが効果的であるかを見極めます。そして債券投資政策委員会やセクター・チームでの分析を基に、同様の運用スタイルにあるファンドごとのチームで投資を実行し、最適な投資機会の獲得に努めます。

d . 債券調査部は、ファンドのポートフォリオ構築プロセスを広範にサポートします。ルーミス・セイレス社は全米で2番目に古い格付けシステムを有し、市場を常に広範にカバーする調査網を敷いています。とりわけ、セクター・チームでの個別銘柄推奨のための調査、さらにプロダクト・チームでの組入れ銘柄のモニタリングの際には、債券調査部のリサーチ、社内格付けが存分に活用されます。

e . 毎朝の運用会議において、トレーダー主導によるアナリスト、ポートフォリオ・マネジャー、他のスペシャリストを交えた情報交換を行い、個別銘柄の動向、市場環境・方向性、今後のイベントについて議論します。ポートフォリオ・マネジャーは、こうした情報を銘柄選択に活用するとともに、個別ファンドの運用戦略の策定に活用します。

f . トレーダーは、それぞれの担当市場において各銘柄の流動性を確認し、取引コストの管理に努めます。また、ルーミス・セイレス社では市場規模が大きく十分な流動性がある銘柄に投資し、常に価格水準、ビッド・オファーが適正であるかをモニターしています。いかなる売買に際しても、価格妥当性とコンプライアンスの両面から徹底的に調査を行い、市場での取引は、通常、複数のブローカーとの引き合いを実施したうえで執行されます。

（ご参考）銘柄選択の方針

ルミス・セイレス社は独自に格付けを行うとともに、格付け機関の格付け変更を予測します。これによって、将来格付けの引き上げが期待できる銘柄や発行体の業界環境、個別銘柄間の利回り格差から割安と判断される銘柄等への投資を行います。

2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が、適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りします。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたルミス米国ハイイールドマザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りします。）の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、6.の証券および8.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9.の証券および10.の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

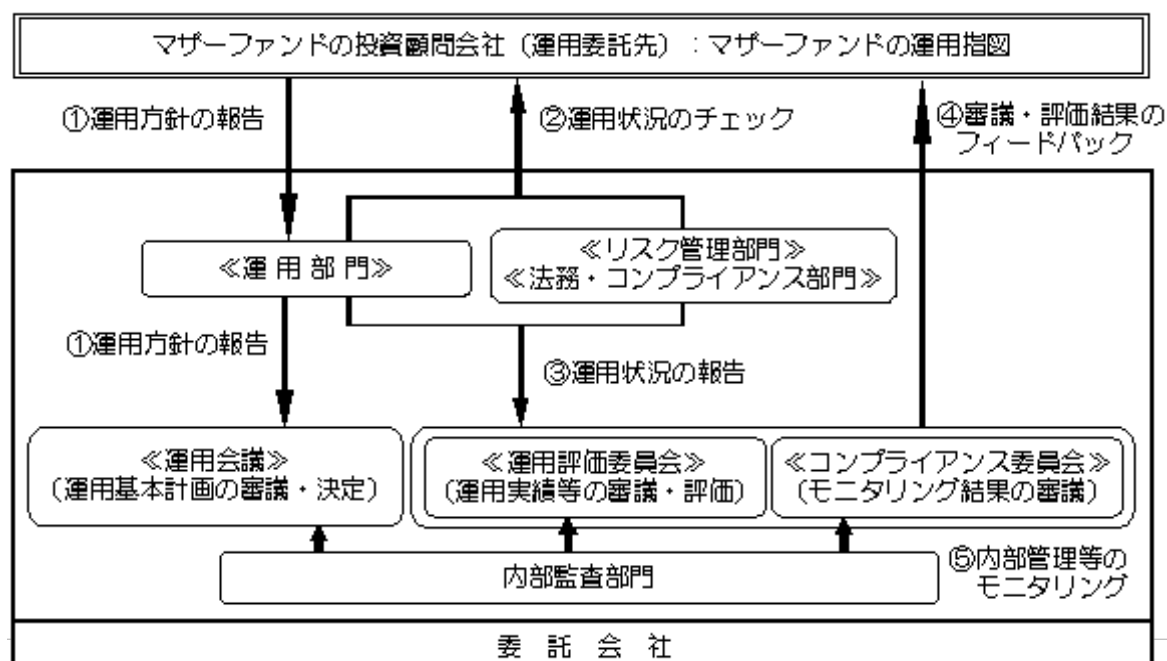
委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

委託会社は、ルース・米国ハイールドマザーファンド受益証券の信託財産の運用に関し、円の余資運用の指図を除く信託財産の運用の指図権限をルース・セイレス社（投資顧問会社）に委託しますが、ベビーファンドである当ファンドの信託財産の運用管理については、ファンド設定者である委託会社がマザーファンドへの出資額の決定及び出資比率の維持・管理を行います。なお、当ファンドのマザーファンドへの出資比率は、原則として高位を維持するものとします。



- 1．ルース・セイレス社（マザーファンドの投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、マザーファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
- 2．委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
- 3．運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2.の結果を踏まえて「運用評価委

員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。

4. 「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成21年9月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

〔ルミス・セイレス社の運用体制〕

当ファンドが主要投資対象とするルミス米国ハイイールドマザーファンドにおいて、委託会社から円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受け、ルミス・セイレス社が以下の体制において信託財産の運用の指図についての意思決定を行います。

＜ルミス・セイレス社における債券の運用体制＞



なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

ルミス・セイレス社の内部管理およびファンドに係る意思決定については、ルミス・セイレス社の監査委員会（平成20年12月末現在4名）が中心となって業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

（ご参考）ルミス・セイレス社の概要

ルミス・セイレス社は、1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社で、ボストンを拠点に、年金を含む大規模機関投資家、投資信託、富裕層の個人投資家を対象として資産運用サービスを提供しており、総運用資産は約1,240億米ドル(2009年6月末現在)です。

ルミス・セイレス社においては、債券運用がその業務の中核にあり、総運用資産の約90%を占めます。同社の債券運用プロセスを端的に表現すれば、債券調査を中核とする個別銘柄選定に基づくポートフォリオ構築です。公社債の格付けの分野においては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社に次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステム（「レッド・ブック」）を有しており、当該システムによる格付け変更予測に基づいた銘柄選択に定評があります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第3期以降の毎決算期末(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。))および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 売買益(評価益を含みます。))については、原則として毎年6月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第24条および約款第25条)

1. 委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り行うことができるものとします。
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

投資信託証券(約款第22条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第26条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第33条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第34条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券先物取引等(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプショ

ン取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から4. に掲げる金融商品で運用されている額(以下「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができません。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 6．上記5．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第30条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り(約款第31条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- 2．前記1．の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ(約款第32条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2．上記1．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．上記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第41条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わない

ものとしします。

- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度としします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内としします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b．法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとしします。

<参考> ルーミス米国ハイイールドマザーファンドの投資方針および主な投資制限

(1) 基本方針

この投資信託は、主として米国の米ドル建てハイイールド債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

(2) 運用方法

主要投資対象

主として米国の米ドル建てハイイールド債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1．主として米国の発行体が発行する米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高い利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。
- 2．投資するハイイールド債については、原則として取得時においてスタンダード・アンド・プアーズ社によるBB+格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるBa1格以下の格付けが付与されている債券に投資をするとともに、ファンド全体の加重平均格付けをスタンダード・アンド・プアーズ社におけるB（フラット）格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社におけるB2格相当以上とすることを基本とします。

当初設定時や運用期間中に多額の設定・解約が発生した場合などファンドの資金事情によっては、ハイイールド債以外の債券への投資比率を一時的に高めることがあります。

- 3．ハイイールド債への投資にあたっては、個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散を基本に銘柄選定を行います。
- 4．同一発行体の発行するハイイールド債（原則としてスタンダード・アンド・プアーズ社によるBB+格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるBa1格以下の格付けが付与されている債券）への投資割合は、信託財産の純資産総額の2%を上限とします。
- 5．公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 6．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 7．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 8．運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用に関する権限)を、ルーミス・セイレス社に委託します。

主な投資制限

- 1．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2．同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3．同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4．投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5．外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 6．有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
- 7．スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
- 8．金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲で行います。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主としてルーミス米国ハイイールドマザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

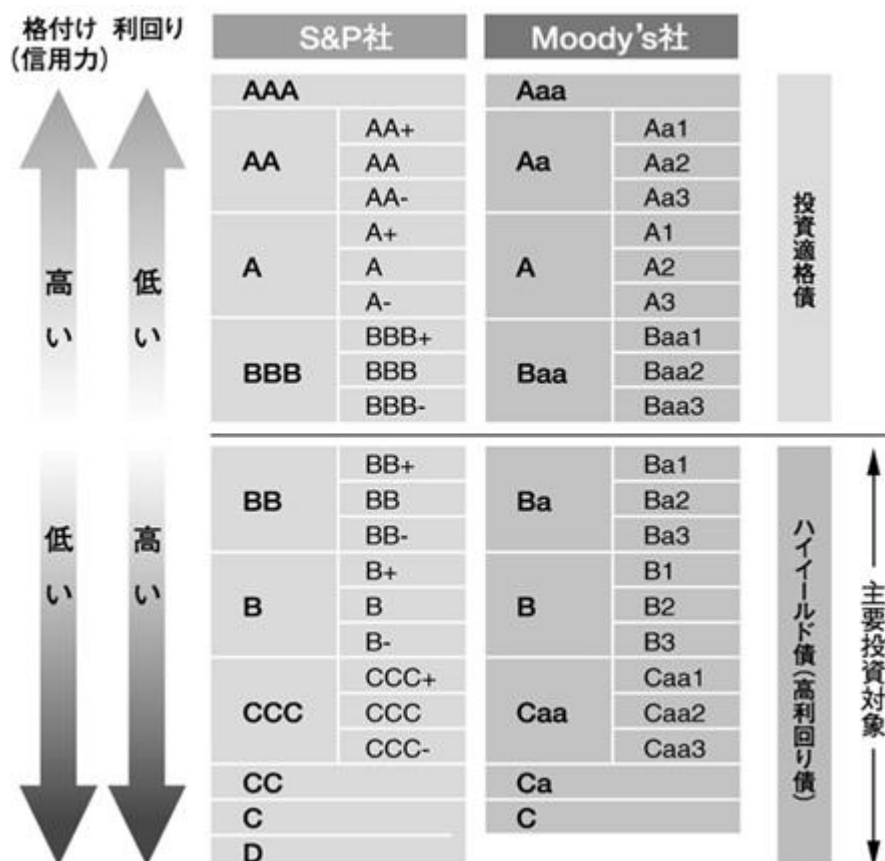
当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化(格付けの格下げ・格上げ)により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。このように、投資する債券等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(参考)投資対象となる債券の格付けについて



(債券の格付けとは?)

債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け機関（スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)社など）によって格付けがなされています。S&P社は「A A」から「C C C」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー内での相対的な強さを表わしていますが、「+」と「-」の間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

(ハイイールド債とは?)

ハイイールド債とは、S&P社においてはB B+格以下、Moody's社においては、B a 1格以下の格付けを付与された債券のことをいいます。ハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券（「投資適格債」といいます。上図参照）と比較して信用度が低く、債務不履行等に陥る可能性（信用リスク）が高いため、その見返りとして、信用度の高い高格付けの債券より、相対的に高い利回りで発行・取引されています。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、当ファンドの基準価額が下がることもあります。

為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価値が下落するリスクをいいます。当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動(米ドル・円)の影響を直接受けることとなります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。当ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリー・リスク

カントリー・リスクとは、投資先となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっている米国がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資対象は公社債ですが、転換社債等の転換等により信託財産の純資産総額の10%以下で株式を取得する場合があります。そのような場合において、当ファンドが投資する企業の株価の下落は当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

その他留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(2) リスク管理体制

当ファンドが主要投資対象とする「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」において、委託会社より円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたルーミス・セイレス社は、以下の体制によりマザーファンドのリスク管理を行います。

ファンドごとにコンプライアンス・スペシャリストが配置され、専用のシステムを援用しながら、全ての取引についてのチェックを行っています。さらに同システムを利用して、ファンドの特性、ガイドライン等についてもモニタリングを実施しており、問題が生じた場合は所定のレポーティングを行い、迅速な是正処置を促します。さらにリスク管理委員会で四半期ごとに、発行体リスク、銘柄リスク、通貨リスク、カントリー・リスク、カウンターパーティ・リスクなどの諸リスクについて分析・検討が行われます。

また、定量的なリスク管理をサポートするべくクオンツ・リサーチ・グループを設け、運用プロセスを補完する手法を開発し、各チームの機能をアシストしています。各リスクの概要、および収益要因分析などが、運用やそのモニタリングのプロセスに組み込まれ、常に更新されています。

みずほ投信投資顧問においては、ルーミス・セイレス社からのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてルーミス・セイレス社への注意・勧告などを行います。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た金額とし、平成21年10月20日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[平日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記 に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

販売会社で支払いを受けた換金代金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合の申込手数料を上記 に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.575%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とします。

その配分については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.8925% (税抜0.85%)	0.630% (税抜0.60%)	0.0525% (税抜0.05%)

ルーミス・セイレス社が受取る投資顧問報酬の額は、「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」の信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年 0.55%の率を乗じて計算される金額とし、当ファンドの委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

なお、当該報酬は、原則として、マザーファンドにおける当ファンドの出資比率に応じ按分するものとします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

以上の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率 による源泉徴収が行われます。なお、各ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

個別元本について

- 1．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- 4．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

- 1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年8月28日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(ルーミス米国ハイイールドマザーファンド)	日本	6,214,483,763	96.78
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	206,483,778	3.21
合 計（純資産総額）		—	6,420,967,541	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	社債券	アメリカ	4,893,179,393	78.62
		カナダ	308,944,019	4.96
		アイルランド	93,685,607	1.50
		イギリス	88,813,082	1.42
		バミューダ	65,508,308	1.05
		リベリア	34,091,255	0.54
	新株予約権付社債券	アメリカ	37,188,773	0.59
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	702,350,032	11.28
合 計（純資産総額）		—	6,223,760,469	100.00

(2) 【投資資産】（平成21年8月28日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルーミス米国ハイイールドマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	6,466,684,457	0.9615	6,218,023,026	0.9610	6,214,483,763	96.78

（参考）ルーミス米国ハイイールドマザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率 (%)	償還 期限	通貨	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	LUCENT TECHNOLOGIE	社債券	アメリカ	6.450	2029年 3月15日	ドル	1,690,000	58.00	980,200.00	67.00	1,132,300.00	106,175,771	1.70
2	SUNGARD DATA	社債券	アメリカ	10.250	2015年 8月15日	ドル	1,095,000	93.75	1,026,562.50	99.62	1,090,893.75	102,293,106	1.64
3	AGY HOLDING COR	社債券	アメリカ	11.000	2014年 11月15日	ドル	1,350,000	79.37	1,071,562.50	80.00	1,080,000.00	101,271,600	1.62

4	FORD MOTOR CO	社債 券	アメリカ	6.625	2028年 10月1 日	ドル	1,527,000	57.00	870,390.00	69.25	1,057,447.50	99,156,852	1.59
5	GRAHAM PACKAGING	社債 券	アメリカ	9.875	2014年 10月15 日	ドル	1,035,000	93.25	965,137.50	99.37	1,028,531.25	96,445,375	1.54
6	ELAN FIN PLC	社債 券	アイルラ ンド	7.750	2011年 11月15 日	ドル	1,030,000	98.62	1,015,837.50	97.00	999,100.00	93,685,607	1.50
7	NORTH AMER ENERGY	社債 券	カナダ	8.750	2011年 12月1 日	ドル	1,080,000	88.00	950,400.00	90.00	972,000.00	91,144,440	1.46
8	ENCORE ACQUISITION	社債 券	アメリカ	7.250	2017年 12月1 日	ドル	1,100,000	85.50	940,500.00	88.25	970,750.00	91,027,227	1.46
9	HOST MARRIOTT LP	社債 券	アメリカ	6.375	2015年 3月15 日	ドル	1,030,000	87.00	896,100.00	93.50	963,050.00	90,305,198	1.45
10	CHART INDUSTRIES	社債 券	アメリカ	9.125	2015年 10月15 日	ドル	980,000	93.50	916,300.00	96.62	946,925.00	88,793,157	1.42
11	BIOMET INC	社債 券	アメリカ	11.625	2017年 10月15 日	ドル	895,000	103.00	921,850.00	105.75	946,462.50	88,749,788	1.42
12	BALDOR ELECTRIC	社債 券	アメリカ	8.625	2017年 2月15 日	ドル	955,000	94.00	897,700.00	99.00	945,450.00	88,654,846	1.42
13	CHARTER COMM HLD	社債 券	アメリカ	0.000	2012年 4月30 日	ドル	930,000	98.50	916,050.00	100.50	934,650.00	87,642,130	1.40
14	NATL MENTOR HLDG	社債 券	アメリカ	11.250	2014年 7月1日	ドル	1,000,000	85.37	853,750.00	91.25	912,500.00	85,565,125	1.37
15	DYNEGY HOLDINGS	社債 券	アメリカ	7.125	2018年 5月15 日	ドル	1,315,000	64.50	848,175.00	68.00	894,200.00	83,849,134	1.34
16	HILCORP ENERGY	社債 券	アメリカ	7.750	2015年 11月1 日	ドル	970,000	85.00	824,500.00	92.00	892,400.00	83,680,348	1.34
17	CHESAPEAKE ENRGY	社債 券	アメリカ	6.500	2017年 8月15 日	ドル	1,000,000	85.50	855,000.00	88.75	887,500.00	83,220,875	1.33
18	QWEST CAP FUNDING	社債 券	アメリカ	7.750	2031年 2月15 日	ドル	1,150,000	71.75	825,125.00	77.00	885,500.00	83,033,335	1.33
19	TECK COMINCO	社債 券	カナダ	6.125	2035年 10月1 日	ドル	1,100,000	80.53	885,885.00	80.00	880,000.00	82,517,600	1.32
20	COMMUNITY HELTH	社債 券	アメリカ	8.875	2015年 7月15 日	ドル	875,000	99.75	872,812.50	100.00	875,000.00	82,048,750	1.31
21	LEVEL 3 FINANCING	社債 券	アメリカ	8.750	2017年 2月15 日	ドル	1,100,000	82.25	904,750.00	79.50	874,500.00	82,001,865	1.31
22	AES CORPORATION	社債 券	アメリカ	7.750	2014年 3月1日	ドル	880,000	94.50	831,600.00	97.25	855,800.00	80,248,366	1.28
23	OVERSEAS SHIPHLDG	社債 券	アメリカ	7.500	2024年 2月15 日	ドル	1,065,000	71.82	764,936.25	79.50	846,675.00	79,392,714	1.27
24	CITIZENS COMM	社債 券	アメリカ	9.000	2031年 8月15 日	ドル	920,000	87.75	807,300.00	91.37	840,650.00	78,827,750	1.26
25	SPRINT CAPITAL	社債 券	アメリカ	8.750	2032年 3月15 日	ドル	1,000,000	80.00	800,000.00	83.25	832,500.00	78,063,525	1.25
26	NTL CABLE PLC	社債 券	イギリス	9.125	2016年 8月15 日	ドル	815,000	98.50	802,775.00	101.25	825,187.50	77,377,831	1.24
27	OWENS-ILLINOIS INC	社債 券	アメリカ	7.800	2018年 5月15 日	ドル	820,000	94.50	774,900.00	99.12	812,825.00	76,218,600	1.22

28	SWIFT ENERGY CO	社債 券	アメリカ	7.625	2011年 7月15 日	ドル	800,000	95.50	764,000.00	99.00	792,000.00	74,265,840	1.19
29	FORD MOTOR CREDIT	社債 券	アメリカ	7.875	2010年 6月15 日	ドル	770,000	96.75	744,975.00	100.00	770,000.00	72,202,900	1.16
30	KAR HOLDINGS INC	社債 券	アメリカ	10.000	2015年 5月1日	ドル	820,000	84.00	688,800.00	91.50	750,300.00	70,355,631	1.13

（注） ドル表示

投資有価証券の種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	96.78
合 計		96.78

（参考）ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
外国	社債券	88.11
	新株予約権付社債券	0.59
合 計		88.71

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年8月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成17年7月20日	12,866	12,928	1.0742	1.0794
第2特定期間	平成18年1月20日	14,382	14,458	1.0310	1.0365
第3特定期間	平成18年7月20日	15,409	15,500	1.0152	1.0212
第4特定期間	平成19年1月22日	18,086	18,186	1.0854	1.0914
第5特定期間	平成19年7月20日	16,509	16,607	1.0072	1.0132
第6特定期間	平成20年1月21日	12,490	12,581	0.8241	0.8301
第7特定期間	平成20年7月22日	9,936	10,012	0.7850	0.7910
第8特定期間	平成21年1月20日	4,595	4,655	0.4593	0.4653
第9特定期間	平成21年7月21日	5,661	5,724	0.5326	0.5386
	平成20年8月末日	9,675	—	0.7938	—
	平成20年9月末日	7,965	—	0.7026	—
	平成20年10月末日	5,839	—	0.5330	—
	平成20年11月末日	4,831	—	0.4574	—

	平成20年12月末日	4,340	—	0.4302	—
	平成21年1月末日	4,474	—	0.4529	—
	平成21年2月末日	4,646	—	0.4780	—
	平成21年3月末日	4,581	—	0.4818	—
	平成21年4月末日	4,918	—	0.5153	—
	平成21年5月末日	5,198	—	0.5338	—
	平成21年6月末日	5,769	—	0.5416	—
	平成21年7月末日	6,048	—	0.5594	—
	平成21年8月28日	6,420	—	0.5529	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0208
第2特定期間	0.0624
第3特定期間	0.0335
第4特定期間	0.0560
第5特定期間	0.0960
第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0360
第8特定期間	0.0360
第9特定期間	0.0360

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	9.50
第2特定期間	1.79
第3特定期間	1.72
第4特定期間	12.43
第5特定期間	1.64
第6特定期間	14.60
第7特定期間	0.38
第8特定期間	36.90
第9特定期間	23.80

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

（注3）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成17年1月28日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	ファンドの名称を「米国ハイイールドファンド[毎月決算型]（DKA/LOOMIS）」から「ルミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]」に変更

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、ます。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、受益権を1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すこ

とができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。

また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、委託会社および販売会社の営業日の午後3時(金融商品取引所(証券取引所)が半日取引日の場合は午前11時)までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約申込みの受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

公社債等：計算日における以下のいずれかの価額

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「米ハイM」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成17年1月28日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は平成17年1月28日から平成17年2月20日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b. からd. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これら事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 当ファンドが主要投資対象とする「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」における委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約の契約期間は、当該マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、運用委託契約のいずれの当事者も、3ヵ月前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月経過毎(原則として1月と7月)および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、前期特定期間(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで) 及び、当期特定期間(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により、投資信託財産計算規則は平成21年6月24日付内閣府令第35号によりそれぞれ改正されておりますが、前期特定期間(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで) 及び、当期特定期間(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号及び内閣府令第35号附則第16条第2項により改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期特定期間(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)及び、当期特定期間(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ルース米国ハイイールドファンド〔毎月決算型〕

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年 1 月20日現在)	当期 (平成21年 7 月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	141,551,263	244,908,288
親投資信託受益証券	4,523,423,763	5,487,598,112
未収利息	334	394
流動資産合計	4,664,975,360	5,732,506,794
資産合計	4,664,975,360	5,732,506,794
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	60,029,957	63,781,113
未払解約金	3,719,220	452,455
未払受託者報酬	187,384	236,912
未払委託者報酬	5,434,093	6,870,457
その他未払費用	18,732	23,680
流動負債合計	69,389,386	71,364,617
負債合計	69,389,386	71,364,617
純資産の部		
元本等		
元本	10,004,992,860	10,630,185,614
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,409,406,886	4,969,043,437
元本等合計	4,595,585,974	5,661,142,177
純資産合計	4,595,585,974	5,661,142,177
負債純資産合計	4,664,975,360	5,732,506,794

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成20年 7 月23日 至 平成21年 1 月20日)	当期 (自 平成21年 1 月21日 至 平成21年 7 月21日)
営業収益		
受取利息	258,342	46,971
有価証券売買等損益	3,201,867,154	1,085,574,349
営業収益合計	3,201,608,812	1,085,621,320
営業費用		
受託者報酬	1,824,481	1,302,793
委託者報酬	52,909,908	37,780,884
その他費用	182,388	130,220
営業費用合計	54,916,777	39,213,897
営業利益又は営業損失（ ）	3,256,525,589	1,046,407,423
経常利益又は経常損失（ ）	3,256,525,589	1,046,407,423
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,256,525,589	1,046,407,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	86,571,346	12,363,572
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,720,695,584	5,409,406,886
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,065,495,733	910,548,950
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,065,495,733	910,548,950
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	188,267,338	1,146,238,476
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	188,267,338	1,146,238,476
分配金	395,985,454	357,990,876
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,409,406,886	4,969,043,437

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日)	当期 (自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他		当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成21年1月21日から平成21年7月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	前期 (平成21年1月20日現在)	当期 (平成21年7月21日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		10,004,992,860口	10,630,185,614口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を5,409,406,886円下回っております。	純資産額は元本を4,969,043,437円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.4593 円 (4,593 円)	0.5326 円 (5,326 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日)	当期 (自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日)
(単位:円) 1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。	(単位:円) 1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程

第43期計算期間（平成20年7月23日から平成20年8月20日）末に、費用控除後の配当等収益（67,825,888円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（120,110,092円）、分配準備積立金（487,274,917円）より、分配対象収益は675,210,897円（1万口当たり544円）であり、うち74,358,815円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第44期計算期間（平成20年8月21日から平成20年9月22日）末に、費用控除後の配当等収益（62,448,389円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（127,471,170円）、分配準備積立金（439,537,801円）より、分配対象収益は629,457,360円（1万口当たり539円）であり、うち70,049,995円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第45期計算期間（平成20年9月23日から平成20年10月20日）末に、費用控除後の配当等収益（50,987,060円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（122,905,114円）、分配準備積立金（407,333,846円）より、分配対象収益は581,226,020円（1万口当たり525円）であり、うち66,374,968円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第46期計算期間（平成20年10月21日から平成20年11月20日）末に、費用控除後の配当等収益（50,386,264円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（119,869,230円）、分配準備積立金（379,987,586円）より、分配対象収益は550,243,080円（1万口当たり512円）であり、うち64,437,509円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第47期計算期間（平成20年11月21日から平成20年12月22日）末に、費用控除後の配当等収益（49,107,026円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（113,739,281円）、分配準備積立金（344,205,391円）より、分配対象収益は507,051,698円（1万口当たり500円）であり、うち60,734,210円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第48期計算期間（平成20年12月23日から平成21年1月20日）末に、費用控除後の配当等収益（40,721,085円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（113,490,672円）、分配準備積立金（327,726,065円）より、分配対象収益は481,937,822円（1万口当たり481円）であり、うち60,029,957円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第49期計算期間（平成21年1月21日から平成21年2月20日）末に、費用控除後の配当等収益（43,450,252円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（113,112,209円）、分配準備積立金（300,198,071円）より、分配対象収益は456,760,532円（1万口当たり466円）であり、うち58,787,590円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第50期計算期間（平成21年2月21日から平成21年3月23日）末に、費用控除後の配当等収益（40,098,651円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（112,602,161円）、分配準備積立金（276,422,521円）より、分配対象収益は429,123,333円（1万口当たり448円）であり、うち57,432,928円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第51期計算期間（平成21年3月24日から平成21年4月20日）末に、費用控除後の配当等収益（31,595,963円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（122,394,344円）、分配準備積立金（252,166,020円）より、分配対象収益は406,156,327円（1万口当たり421円）であり、うち57,761,425円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第52期計算期間（平成21年4月21日から平成21年5月20日）末に、費用控除後の配当等収益（36,318,573円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（132,444,139円）、分配準備積立金（218,795,551円）より、分配対象収益は387,558,263円（1万口当たり400円）であり、うち58,100,880円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第53期計算期間（平成21年5月21日から平成21年6月22日）末に、費用控除後の配当等収益（44,027,243円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（164,480,202円）、分配準備積立金（190,743,744円）より、分配対象収益は399,251,189円（1万口当たり385円）であり、うち62,126,940円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第54期計算期間（平成21年6月23日から平成21年7月21日）末に、費用控除後の配当等収益（31,462,146円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（180,376,853円）、分配準備積立金（166,714,521円）より、分配対象収益は378,553,520円（1万口当たり356円）であり、うち63,781,113円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	前期 （平成21年1月20日現在）	当期 （平成21年7月21日現在）
1 期首元本額		12,657,275,429 円	10,004,992,860 円
期中追加設定元本額		780,705,350 円	2,440,018,475 円
期中一部解約元本額		3,432,987,919 円	1,814,825,721 円

有価証券関係

売買目的有価証券

前期（自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日）

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,523,423,763	515,018,576
合計	4,523,423,763	515,018,576

当期（自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日）

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,487,598,112	58,193,619
合計	5,487,598,112	58,193,619

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

ルーマイス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

（平成21年7月21日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	ルーマイス米国ハイイールドマ ザーファンド	5,999,341,984	5,487,598,112	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	5,999,341,984 1 96.9%	5,487,598,112 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				5,487,598,112	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

ルーマイス米国ハイイールドマザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	（平成21年1月20日現在）	（平成21年7月21日現在）
資産の部		

流動資産		
預金	392,901,689	267,291,861
コール・ローン	19,881	1,386
社債券	4,007,925,317	5,072,490,256
未収入金	18,912,306	42,696,992
未収利息	116,521,251	102,095,442
前払費用	607,240	14,031,796
流動資産合計	4,536,887,684	5,498,607,733
資産合計	4,536,887,684	5,498,607,733
負債の部		
流動負債		
未払金	12,682,808	6,337,214
流動負債合計	12,682,808	6,337,214
負債合計	12,682,808	6,337,214
純資産の部		
元本等		
元本	6,243,570,122	6,004,588,422
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,719,365,246	512,317,903
元本等合計	4,524,204,876	5,492,270,519
純資産合計	4,524,204,876	5,492,270,519
負債純資産合計	4,536,887,684	5,498,607,733

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日）	（自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法により時価に基づいて評価しております。	社債券 同左
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	期別	（平成21年1月20日現在）	（平成21年7月21日現在）

1	計算期間末日の受益権総口数	6,243,570,122口	6,004,588,422口
2	元本の欠損金額	純資産額は元本を1,719,365,246円下回っております。	純資産額は元本を512,317,903円下回っております。
3	期末1口当たりの純資産の額 （期末1万口当たりの純資産の額）	0.7246 円 (7,246 円)	0.9147 円 (9,147 円)

（その他の注記）

項 目	期別	（平成21年1月20日現在）	（平成21年7月21日現在）
1	親投資信託の期首における元本額	8,401,274,573 円 （平成20年7月23日）	6,243,570,122 円 （平成21年1月21日）
	期中追加設定元本額	447,521 円	470,950,688 円
	期中一部解約元本額	2,158,151,972 円	709,932,388 円
2	期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
	期末元本額	6,243,570,122 円	6,004,588,422 円
	ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]	6,242,649,411 円	5,999,341,984 円
	L O O M I S 米国ハイイールド債券 ファンド（みずほインベスターズS MA専用）	920,711 円	5,246,438 円

有価証券関係

売買目的有価証券

（自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	4,007,925,317	1,634,599,256
合計	4,007,925,317	1,634,599,256

（自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	5,072,490,256	702,440,471
合計	5,072,490,256	702,440,471

デリバティブ取引等関係

取引の状況に関する事項

項目	（自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日）	（自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日）
----	--------------------------------	--------------------------------

1	取引の内容	外国為替予約取引を利用しております。	同左
2	取引に対する取組と利用目的	当ファンドは、外貨建有価証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を利用しております。	同左
3	取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引は市場リスクを有していますが、一定の範囲内で取引を行うとともに、一部は信託財産に属する資産の市場リスクと相殺する関係にあるため、デリバティブ取引に係るリスクは限定的であると認識しております。また、取引の相手先は優良な取引先のみと行っており、信用リスクは低いと認識しております。	同左
4	取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引については、運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

(平成21年7月21日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	ACTIVANT SOLUTIONS 9.5%	845,000.00	646,425.00	
		AES CORPORATION 7.75%	880,000.00	831,600.00	
		AGY HOLDING COR 11%	1,350,000.00	1,071,562.50	
		ALBERTSONS INC 7.45%	490,000.00	394,450.00	
		ALBERTSONS INC 8.0%	520,000.00	448,500.00	
		ALLBRITTON COMM 7.75%	140,000.00	112,000.00	
		AMKOR TECHNOLOGIES 7.125%	175,000.00	172,593.75	
		AMKOR TECHNOLOGIES 9.25%	605,000.00	580,800.00	
		AMKOR TECHNOLOGIES 7.75%	20,000.00	18,650.00	
		ARAMARK SERVICES 5%	700,000.00	637,000.00	
		BALDOR ELECTRIC 8.625%	955,000.00	897,700.00	
		BASIC ENERGY SERV 7.125%	1,005,000.00	716,062.50	

BE AEROSPACE INC 8.5%	343,000.00	323,277.50	
BILL BARRETT 9.875%	195,000.00	194,512.50	
BIOMET INC 11.625%	895,000.00	921,850.00	
BOMBARDIER INC 7.45%	840,000.00	619,500.00	
CASE CORPORATION 7.25%	375,000.00	341,250.00	
CENTENNIAL COMM 8.125%	335,000.00	336,675.00	
CENTEX CORP 5.25%	260,000.00	222,625.00	
CHART INDUSTRIES 9.125%	980,000.00	916,300.00	
CHARTER COMM HLD 8%	930,000.00	916,050.00	
CHESAPEAKE ENRGY 6.5%	1,000,000.00	855,000.00	
CHIKUITA BRANDS 7.5%	100,000.00	88,625.00	
CINCINNATI BELL 8.375%	905,000.00	856,356.25	
CITIGROUP INC 5.0%	230,000.00	198,738.48	
CITIGROUP INC 5.875%	100,000.00	73,662.00	
CITIGROUP INC 6.0%	55,000.00	39,983.35	
CITIZENS COMM 7.0%	325,000.00	222,625.00	
CITIZENS COMM 9.0%	920,000.00	807,300.00	
COLUMBIA/HCA 7.5%	25,000.00	16,500.00	
COLUMBIA/HCA 7.69%	75,000.00	46,875.00	
COLUMBIA/HCA 7.75%	825,000.00	492,937.50	
COMMUNITY HELTH 8.875%	875,000.00	872,812.50	
CONNACHER OIL 10.25%	315,000.00	179,550.00	
CRICKET COMMUNICA 9.375%	290,000.00	286,375.00	
CROWN CASTLE INT 9%	110,000.00	113,850.00	
CSC HOLDINGS INC 7.625%	100,000.00	99,750.00	
CSC HOLDINGS INC 7.875%	745,000.00	718,925.00	
DEL MONTE CORP 8.625%	130,000.00	133,900.00	
DILLARDS INC 7.0%	900,000.00	473,625.00	
DOLE FOODS CO 8.875%	45,000.00	43,987.50	
DYNEGY HOLDINGS 7.125%	1,315,000.00	848,175.00	
EDISON MISSION ENE 7.75%	755,000.00	611,550.00	
EL PASO CORP 7.42%	565,000.00	435,050.00	
EL PASO ENERGY 8.05%	505,000.00	419,150.00	
ELAN FIN PLC 7.75%	1,030,000.00	1,015,837.50	
ENCORE ACQUISITION 7.25%	1,100,000.00	940,500.00	
ENERGY FUTURE 10.875%	350,000.00	258,125.00	
FAIRPOINT COM 13.125%	670,000.00	147,400.00	
FORD MOTOR CO 6.625%	1,527,000.00	870,390.00	
FORD MOTOR CREDIT 7.875%	770,000.00	744,975.00	
FORD MOTOR CREDIT 9.75%	275,000.00	270,875.00	
GEORGIA-PACIFIC 7.25%	40,000.00	30,600.00	
GEORGIA-PACIFIC 8.0%	365,000.00	312,075.00	
GEORGIA-PACIFIC 8.875%	255,000.00	220,575.00	
GEORGIA-PACIFIC 9.5%	250,000.00	258,750.00	
GMAC LLC 6%	114,000.00	97,470.00	
GMAC LLC 6.625%	585,000.00	491,400.00	
GMAC LLC 8.0%	420,000.00	306,600.00	
GOODYEAR TIRE 7.0%	225,000.00	180,000.00	
GOODYEAR TIRE 9.0%	632,000.00	634,370.00	

GRAHAM PACKAGING 9.875%	1,035,000.00	965,137.50	
GRAPHIC PACKAGING 9.5%	290,000.00	269,700.00	
HAWAIIAN TELECOM 12.5%	265,000.00	331.25	
HCA INC 7.58%	515,000.00	311,575.00	
HILCORP ENERGY 7.75%	970,000.00	824,500.00	
HOST MARRIOTT LP 6.375%	1,030,000.00	896,100.00	
IMC GLOBAL INC 7.3%	680,000.00	606,529.06	
INTELSAT LTD 6.5%	795,000.00	659,850.00	
INTERNATIONAL STEEL 6.5%	20,000.00	19,227.79	
INTL PAPER CO 8.7%	425,000.00	384,960.75	
INTL PAPER CO 9.375%	160,000.00	164,661.45	
ISPAT INLAND ULC 9.75%	525,000.00	542,718.75	
JABIL CIRCUIT 8.25%	520,000.00	481,000.00	
JC PENNY CORP 6.375%	35,000.00	25,113.55	
JOHNSON DIVERSEY 9.625%	100,000.00	100,000.00	
KAR HOLDINGS INC 10.0%	820,000.00	688,800.00	
LENNAR CORP 5.6%	510,000.00	408,000.00	
LEVEL 3 FINANCING 8.75%	1,100,000.00	904,750.00	
LUCENT TECHNOLOGIE 6.45%	1,690,000.00	980,200.00	
MACYS RETAIL HLD 8.875%	425,000.00	407,468.75	
MACYS RETAIL HLD 6.375%	95,000.00	62,462.50	
MACYS RETAIL HLD 5.9%	75,000.00	58,875.00	
MACYS RETAIL HLD 7.0%	30,000.00	21,787.50	
METROPCS WIRELESS 9.25%	500,000.00	503,750.00	
MOTOROLA INC 6.5%	105,000.00	71,638.43	
NATL MENTOR HLDG 11.25%	1,000,000.00	853,750.00	
NEXTEL COMM 7.375%	200,000.00	163,500.00	
NORTH AMER ENERGY 8.75%	1,080,000.00	950,400.00	
NRG ENERGY 7.375%	25,000.00	24,218.75	
NRG ENERGY 8.5%	130,000.00	127,725.00	
NRG ENERGY 7.375%	50,000.00	48,250.00	
NSG HOLDINGS LLC 7.75%	835,000.00	684,700.00	
NTL CABLE PLC 8.75%	120,000.00	118,500.00	
NTL CABLE PLC 9.125%	815,000.00	802,775.00	
NUVEEN INVESTMENTS 10.5%	830,000.00	572,700.00	
OMNICA CARE INC 3.25%	230,000.00	165,298.70	
OVERSEAS SHIP HLDG 7.5%	1,065,000.00	764,936.25	
OVERSEAS SHIP HLDG 8.75%	65,000.00	59,686.25	
OWENS CORNING 9%	300,000.00	289,125.00	
OWENS-ILLINOIS INC 7.8%	820,000.00	774,900.00	
PANAMSAT CORP 6.875%	350,000.00	265,125.00	
PARKER DRILLING 9.625%	100,000.00	93,000.00	
PETROHAWK ENERGY 9.125%	410,000.00	413,075.00	
PIONEER NATURAL 5.875%	780,000.00	659,100.00	
PSYCHIATRIC SOLU 7.75%	610,000.00	565,775.00	
PULTE HOMES INC 6%	160,000.00	104,000.00	
QWEST CAP FUNDING 7.75%	1,150,000.00	825,125.00	
REICHOLD IND 9.0%	350,000.00	114,187.50	
ROYAL CARIBBEAN 11.875%	350,000.00	343,000.00	

	SLM CORP 5.375%	500,000.00	400,000.00	
	SPRINT CAPITAL 8.75%	1,000,000.00	800,000.00	
	STEEL DYNAMICS 6.75%	110,000.00	98,450.00	
	STEEL DYNAMICS 7.375%	135,000.00	129,600.00	
	SUNGARD DATA 10.25%	1,095,000.00	1,026,562.50	
	SWIFT ENERGY CO 7.125%	160,000.00	115,200.00	
	SWIFT ENERGY CO 7.625%	800,000.00	764,000.00	
	TECK COMINCO 6.125%	1,100,000.00	885,885.00	
	TENET HEALTHCARE 9.25%	270,000.00	246,375.00	
	TENET HEALTHCARE 9.875%	300,000.00	297,000.00	
	TOLL BROS FINANCE 5.15%	140,000.00	122,109.40	
	TXU CORP 6.5%	880,000.00	424,600.00	
	TXU CORP 6.55%	605,000.00	275,275.00	
	TYSON FOODS INC	305,000.00	296,612.50	
	UNITED RENTALS 1.875%	235,000.00	217,363.25	
	UNITED RENTALS 7.0%	140,000.00	107,730.00	
	UNITED RENTALS 7.75%	325,000.00	272,025.00	
	US STEEL 6.05%	10,000.00	8,391.00	
	WYNN LAS VEGAS 6.625%	335,000.00	293,125.00	
	アメリカ・ドル 小計	銘柄数 129 組入時価比率 92.4%	65,641,000.00 53,956,922.21 (5,072,490,256) 100.0%	
社債券 合計			5,072,490,256 (5,072,490,256)	
合計			5,072,490,256 (5,072,490,256)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注４）備考欄の は新株予約権付社債であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	社債券	129	—	—	100.0%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年8月28日現在）

資産総額（円）	6,490,267,913
負債総額（円）	69,300,372
純資産総額（ - ）（円）	6,420,967,541
発行済口数（口）	11,613,933,020
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.5529

（参考）ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

資産総額（円）	6,223,760,469
負債総額（円）	—
純資産総額（ - ）（円）	6,223,760,469
発行済口数（口）	6,476,396,204
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.9610

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	12,204,845,983	227,107,181	11,977,738,802
第2特定期間	3,139,491,782	1,167,330,356	13,949,900,228
第3特定期間	2,490,630,920	1,261,928,739	15,178,602,409
第4特定期間	2,904,011,553	1,418,594,085	16,664,019,877
第5特定期間	1,439,329,002	1,711,691,909	16,391,656,970
第6特定期間	776,928,412	2,011,456,586	15,157,128,796
第7特定期間	428,126,463	2,927,979,830	12,657,275,429
第8特定期間	780,705,350	3,432,987,919	10,004,992,860
第9特定期間	2,440,018,475	1,814,825,721	10,630,185,614

（注）第1特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

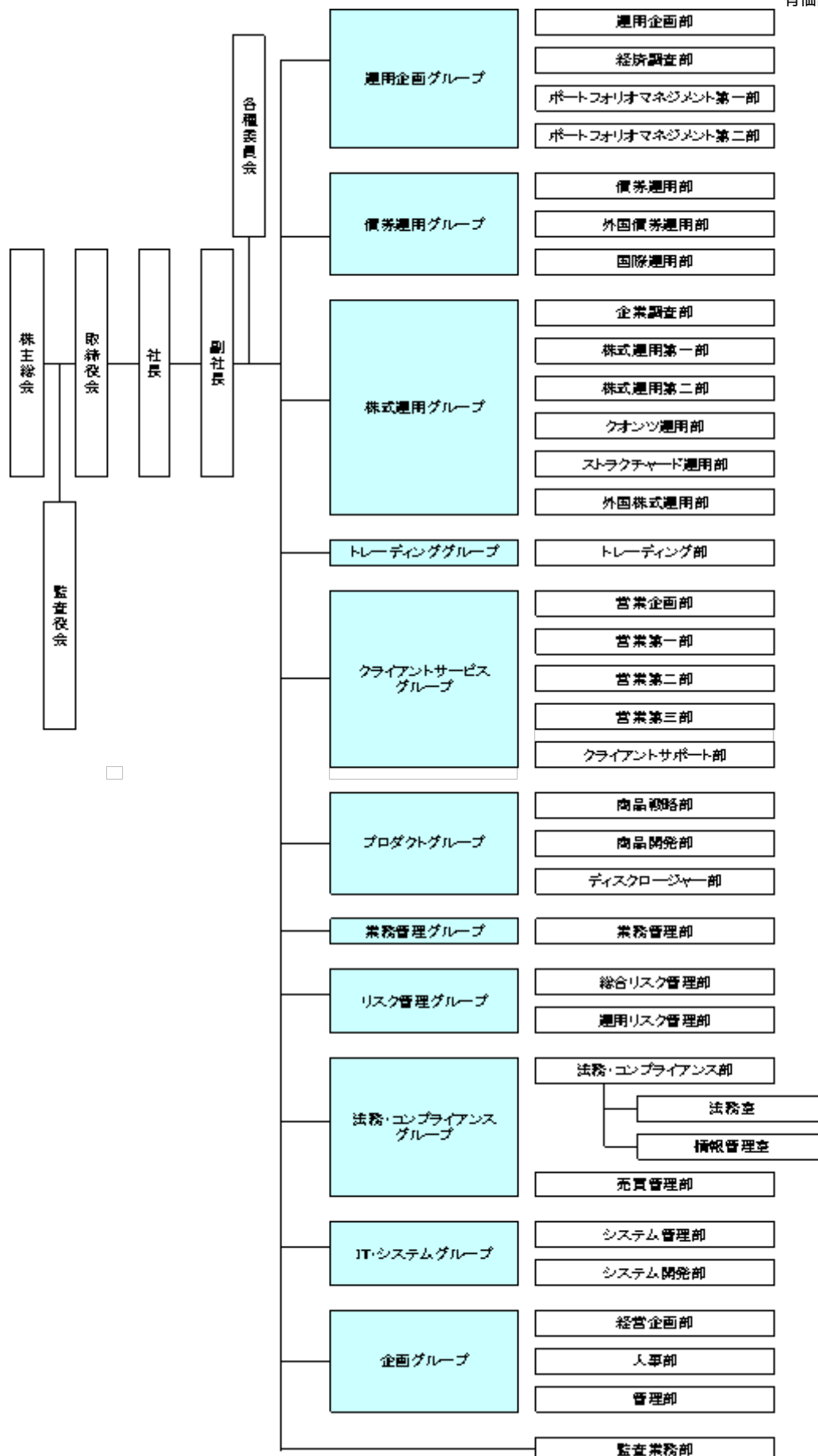
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年 9 月30日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年 9 月30日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年8月28日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	16	319,178,485,552
追加型株式投資信託	186	1,427,237,041,804
追加型金銭信託受益権投資信託	12	20,370,208,319
単位型株式投資信託	66	210,647,373,477
合計	280	1,977,433,109,152

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

					(単位： 千円)			
					前事業年度 (平成20年 3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
資産の部								
流動資産								
現金					625		330	
預金					7,065,880		12,944,930	
有価証券					11,992,744		699,650	
前払費用					105,790		95,060	
未収入金					5,454		107,717	
未収委託者報酬					2,310,464		1,541,471	
未収運用受託報酬					491,894		463,544	
繰延税金資産					221,401		170,033	
その他流動資産					153,475		168,518	
貸倒引当金					1,401		1,002	
流動資産合計					22,346,330		16,190,255	
固定資産								
有形固定資産								
建物（純額）					299,699		262,456	
工具、器具及び備品（純額）					202,763		168,704	
リース資産（純額）					-		17,252	
有形固定資産合計	1				502,463		1 448,414	
無形固定資産								
電話加入権					12,747		12,747	
ソフトウェア					20,840		9,688	
その他無形固定資産					477		404	
無形固定資産合計	1				34,064		1 22,840	
投資その他の資産								
投資有価証券	2				2,649,681		7,337,632	
長期差入保証金					578,457		577,850	
会員権					19,500		19,500	

繰延税金資産	117,433	241,963
その他	4,200	12,646
投資その他の資産合計	3,369,271	8,189,593
固定資産合計	3,905,799	8,660,848
資産合計	26,252,129	24,851,103
負債の部		
流動負債		
預り金	25,271	310,663
リース債務	-	8,154
未払金		
未払収益分配金	2,498	1,211
未払償還金	82,809	59,604
未払手数料	1,000,605	653,229
その他未払金	25,942	18,206
未払金合計	1,111,857	732,252
未払費用	1,294,253	975,985
未払法人税等	622,172	416
未払消費税等	136,087	-
賞与引当金	330,000	357,300
流動負債合計	3,519,641	2,384,772
固定負債		
リース債務	-	22,465
長期未払金	14,667	7,965
退職給付引当金	78,809	-
役員退職慰労引当金	71,728	86,774
その他固定負債	-	5,355
固定負債合計	165,204	122,560
負債合計	3,684,845	2,507,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計	15,810,907	15,683,990
株主資本合計	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,698	102,294
評価・換算差額等合計	5,698	102,294

純資産合計	22,567,284	22,343,771
負債純資産合計	26,252,129	24,851,103

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,457,777	16,239,947
運用受託報酬	2,416,074	2,382,150
その他営業収益	990	-
営業収益合計	21,874,842	18,622,097
営業費用		
支払手数料	8,694,634	7,324,723
広告宣伝費	506,498	403,189
公告費	4,648	333
調査費		
調査費	674,590	752,457
委託調査費	4,020,211	3,325,622
図書費	7,947	11,105
調査費合計	4,702,750	4,089,185
委託計算費	238,758	175,717
営業雑経費		
通信費	70,397	66,046
印刷費	241,701	258,312
協会費	15,284	18,680
諸会費	3,122	2,786
その他	71,874	87,262
営業雑経費合計	402,381	433,087
営業費用合計	14,549,671	12,426,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,432	138,599
給料手当	1,887,640	2,232,878
賞与	324,158	363,519
給料合計	2,329,231	2,734,996
交際費	775	1,351
旅費交通費	114,064	111,430
租税公課	99,402	53,660
不動産賃借料	471,669	512,167
退職給付費用	108,459	119,728
福利厚生費	297,547	361,478
貸倒引当金繰入	383	-
賞与引当金繰入	300,575	357,300
役員退職慰労引当金繰入	32,114	21,351
固定資産減価償却費	115,621	126,603
諸経費	417,678	422,564
一般管理費合計	4,287,523	4,822,632

営業利益	3,037,647	1,373,227
営業外収益		
受取配当金	20,969	16,524
有価証券利息	43,685	49,988
受取利息	18,805	20,577
有価証券償還益	601,092	-
時効到来償還金等	77,733	17,667
雑収入	31,780	8,325
営業外収益合計	794,067	113,083
営業外費用		
時効到来償還金等払戻損	2,632	48,628
有価証券解約損	20,510	6,915
ヘッジ会計に係る損失	-	9,357
雑損失	4,527	12,493
営業外費用合計	27,670	77,395
経常利益	3,804,044	1,408,915
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3,436
特別利益合計	-	3,436
特別損失		
減損損失	1 80,910	-
合併関連費用	836,999	-
ゴルフ会員権評価損	4,000	-
システム統合費用	-	201,974
リース会計基準適用に伴う影響額	-	14,726
保養所処分損	-	3,353
投資有価証券評価損	-	529
特別損失合計	921,909	220,583
税引前当期純利益	2,882,134	1,191,768
法人税、住民税及び事業税	1,171,403	466,036
法人税等調整額	10,164	6,892
法人税等合計	1,161,239	459,144
当期純利益	1,720,894	732,624

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	-	2,450,074

当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	2,266,400	4,716,474
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,463,878	5,677,723
当期変動額		
剰余金の配当	507,049	859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	126,917
当期末残高	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計		
前期末残高	14,597,062	15,810,907
当期変動額		
剰余金の配当	507,049	859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	126,917
当期末残高	15,810,907	15,683,990
自己株式		
前期末残高	720,201	-
当期変動額		
自己株式の処分	720,201	-
当期変動額合計	720,201	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	18,188,861	22,572,982
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	507,049	859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-

当期変動額合計	4,384,121	126,917
当期末残高	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	440,940	5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	446,639	96,595
当期変動額合計	446,639	96,595
当期末残高	5,698	102,294
評価・換算差額等合計		
前期末残高	440,940	5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	446,639	96,595
当期変動額合計	446,639	96,595
当期末残高	5,698	102,294
純資産合計		
前期末残高	18,629,801	22,567,284
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	507,049	859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	446,639	96,595
当期変動額合計	3,937,482	223,512
当期末残高	22,567,284	22,343,771

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法	3 固定資産の減価償却方法

有形固定資産...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 (2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法
--	---

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____

7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております	6 ヘッジ会計の方針 同左
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
_____	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。	_____

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 工具、器具及び備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円
2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	_____

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
1 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額(千円)	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910	_____
種類	金額(千円)										
建物	67,501										
器具備品	12,958										
売却経費	450										
合計	80,910										

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	839,200	212,870	-	1,052,070
(変動事由の概要) 増加数の内訳は、次の通りであります。 合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株				
2. 自己株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,620	-	26,620	-
(変動事由の概要) 減少数の内訳は、次の通りであります。 合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株				
3. 配当に関する事項				

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第4回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	507,049,920円
2) 1株当たり配当額	624円
3) 基準日	平成19年3月31日
4) 効力発生日	平成19年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第5回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	817円
4) 基準日	平成20年3月31日
5) 効力発生日	平成20年6月18日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月17日の第5回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 1株当たり配当額	817円
3) 基準日	平成20年3月31日
4) 効力発生日	平成20年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月16日の第6回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	366,120,360円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	348円
4) 基準日	平成21年3月31日
5) 効力発生日	平成21年6月17日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。	
				リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。	
	工具、器具 及び備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)		
取得価額相当額	55,599	11,885	67,484		
減価償却累計額 相当額	21,250	3,921	25,172		
期末残高相当額	34,348	7,963	42,312		

未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	11,412千円
1年超	33,413千円
合計	44,825千円
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	12,097千円
減価償却費相当額	10,797千円
支払利息相当額	1,625千円
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	
減価償却費相当額の算定方法	
...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
...リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
株式	14,345	19,169	4,824	14,345	17,537	3,192
債券	3,499,629	3,499,744	115	25,046	25,112	66
証券投資信託	999,300	1,059,940	60,639	2,714,944	2,770,741	55,796
小計	4,513,275	4,578,854	65,579	2,754,335	2,813,391	59,055
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
株式	63,670	52,065	11,605	63,670	36,935	26,735
債券	7,018,427	7,018,072	354	699,654	699,650	4
証券投資信託	1,045,581	982,354	63,226	4,198,602	3,993,813	204,789
小計	8,127,679	8,052,492	75,186	4,961,927	4,730,398	231,529
合計	12,640,954	12,631,346	9,607	7,716,263	7,543,789	172,473

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額（千円）	113,315	21,022
売却益の合計額（千円）	—	3,436

売却損の合計額（千円）	—	—
-------------	---	---

前事業年度(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

当事業年度(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	273,772千円
解約・償還益	1,293千円
解約・償還損	6,915千円

3 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	511,079	493,493
国内 C D	1,500,000	—

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

区分	1 年以内(千円)	1 年超 5 年以内(千円)	5 年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	10,492,744	25,072	—	—
証券投資信託	—	—	—	—
国内 C D	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

当事業年度(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

区分	1 年以内(千円)	1 年超 5 年以内(千円)	5 年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	699,650	25,112	—	—
合計	699,650	25,112	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 同左 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 同左 4 取引に係るリスクの内容 同左 5 取引に係るリスクの管理体制 同左
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	510,895千円
年金資産		432,086千円
退職給付引当金		78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	108,459千円
------	------	-----------

退職給付費用 108,459千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

割引率	2.5%及び4.5%
予定計算利率	0.75%及び1.00%
過去勤務債務の償却方法	定額償却
過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	536,082千円
年金資産		536,729千円
退職給付引当金		—
前払年金費用		646千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	119,728千円
退職給付費用		119,728千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
有価証券償却超過額 11,432千円	有価証券償却超過額 11,432千円
ソフトウェア償却超過額 33,791千円	ソフトウェア償却超過額 125,208千円
賞与引当金損金算入限度超過額 134,277千円	賞与引当金損金算入限度超過額 145,385千円
退職役員退職年金未払金 12,285千円	退職役員退職年金未払金 5,968千円
ゴルフ会員権償却超過額 62,754千円	ゴルフ会員権償却超過額 31,121千円
未払事業税 58,774千円	その他有価証券評価差額金 70,179千円
退職給付引当金 32,067千円	その他 69,737千円
減損損失 9,195千円	繰延税金資産小計 459,033千円
その他有価証券評価差額金 3,909千円	評価性引当額 44,620千円
その他 56,600千円	繰延税金資産合計 414,413千円
小計 415,087千円	繰延税金負債
評価性引当額 76,252千円	未払事業税 2,152千円

繰延税金資産の純額	338,834千円	前払年金費用	263千円
		繰延税金負債合計	2,415千円
		繰延税金資産の純額	411,997千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	40.69%
		（調整）	
		評価性引当額	2.65%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.26%
		住民税等均等割	0.35%
		その他	0.02%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.53%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 第一勧業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965 百万円	子会社の経営管理	被所有 直接 98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託 銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,882,983	未払手数料	246,189
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	1,342,543	未払手数料	118,580
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	11,271,538	未収委託者報酬	1,255,215

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1株当たり純資産額 21,450.36円	1株当たり純資産額 21,237.91円
1株当たり当期純利益 1,733.85円	1株当たり当期純利益 696.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円	損益計算書上の当期純利益 732,624千円
普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円	普通株式に係る当期純利益 732,624千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 992,524株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年9月30日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	住友信託銀行株式会社	287,537	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行なっています。
(2) 販売会社	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	臼木証券株式会社	255	
	佐世保証証券株式会社	182	
	山形証券株式会社	100	
	株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
	株式会社筑邦銀行	8,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
(3) 投資顧問会社	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー	90,063千ドル	米国において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

(注) 資本金の額：平成21年3月末日現在、 は平成20年12月末日現在

2 【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

（3）投資顧問会社

当ファンドが主要投資対象とするルース米国ハイイールドマザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用に関する権限）を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社と平成21年10月20日現在の上記関係法人との間の主な資本関係は以下の通りです。

委託会社は販売会社である佐世保証券株式会社の発行する株式のうち7.74%を保有しております。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成21年1月29日 臨時報告書

平成21年3月31日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年4月20日 有価証券報告書

平成21年4月20日 有価証券届出書

平成21年4月28日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年 9 月14日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているルーミス米国ハイイールドファンド〔毎月決算型〕の平成21年1月21日から平成21年7月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーミス米国ハイイールドファンド〔毎月決算型〕の平成21年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]の平成20年7月23日から平成21年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]の平成21年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。